

## 関西電力健康保険組合が認める、「直接的必要経費」一覧表

### 【自営業者等の収入について】

◎健康保険法における被扶養者の要件は「収入」が130万円(60歳以上の人ならびに障害年金受給者は180万円)未満であり、いわゆる税法上の「所得」で勘案するものではありません。  
 ◎健康保険における、自営業者等の収入については『総収入から「直接的必要経費(※)」を差し引いた額』となっております。(なお、給与収入者については「総収入」にて判断することとなり、必要経費は一切認められておりません。)  
 ※直接的必要経費とは、「生産活動に要する原材料等の費用」(具体的には、ケーキ屋さんの小麦粉、卵等…)

●関西電力健康保険組合では、上記の「直接的必要経費」を、確定申告時の「収支内訳書」の各所得別に定めております。(詳細は以下「一覧」参照)「収支内訳書」の「収入金額」から、各「経費」の額を差し引いて、収入を計算してください。

### 【一覧】

「○」…直接的必要経費として認める経費  
 「△」…条件(備考を参照)付きで直接的必要経費として認める経費  
 「×」…直接的必要経費として認めない経費  
 ※認定可否が「○」となっている経費は、原則、その裏づけとなる資料は添付不要ですが、必要に応じて求める場合があります。  
 ※認定可否が「△」となっている経費は、必要に応じて「直接的必要経費申告書」を提出下さい。  
 ※収支内訳書等の経費欄の項目にない「経費」については、「雑費」と同様に取り扱います。

#### (一般所得用)

科目	認定可否	備考
給料賃金	○	
外注工賃	○	
減価償却費	△	原則、認定しません。ただし、同年中に購入したものについては、その内容を申告(裏づけする書類(※)を添付の上)いただいた場合に限り、個別に判断させていただきます。その場合は「直接的必要経費申告書」にて自己申告ください。※領収書等(注:「支払日」、「支払者」、「支払先」、「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。)
貸倒金	×	
地代家賃	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途(事業用・自宅用)が混在しているため、50%(小数点以下切捨て)のみ直接的必要経費として認めます。
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	○	
水道光熱費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途(事業用・自宅用)が混在しているため、50%(小数点以下切捨て)のみ直接的必要経費として認めます。
旅費交通費	○	通勤に伴う費用については、直接的必要経費とは認めません。混在している場合は、「直接的必要経費申告書」にて、自己申告ください。
通信費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途(事業用・自宅用)が混在しているため、50%(小数点以下切捨て)のみ直接的必要経費として認めます。
広告宣伝費	○	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	○	
消耗品費	○	
福利厚生費	×	
雑費	△	原則、認定しません。ただし、その内容を申告(裏づけする書類(※)を添付の上)いただいた場合に限り、個別に判断させていただきます。その場合は「直接的必要経費申告書」にて自己申告ください。※領収書等(注:「支払日」、「支払者」、「支払先」、「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。)

#### (農業所得用)

科目	認定可否	備考
雇入費	○	
小作料・賃借料	○	
減価償却費	△	原則、認定しません。ただし、同年中に購入したものについては、その内容を申告(裏づけする書類(※)を添付の上)いただいた場合に限り、個別に判断させていただきます。その場合は「直接的必要経費申告書」にて自己申告ください。※領収書等(注:「支払日」、「支払者」、「支払先」、「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。)
貸倒金	×	

利子割引料	×	
租税公課	×	
種苗費	○	
素畜費	○	
肥料費	○	
飼料費	○	
農具費	○	
農薬衛生費	○	
諸材料費	○	
修繕費	○	
動力光熱費	△	「住居用」と「事業用」が混在している場合は50%（小数点以下切捨て）のみ直接的必要経費として認めます。混在している場合は、「直接的必要経費申告書」にて、自己申告ください。
作業用衣料費	○	
農業共済掛金	△	原則、認定しません。ただし、任意加入ではなく、必ず加入しないといけないものについては、その内容を申告〔裏づけする書類（※）を添付の上〕いただいた場合に限り、個別に判断させていただきます。その場合は「直接的必要経費申告書」にて自己申告ください。※領収書等（注：「支払日」、「支払者」、「支払先」、「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。）
荷造運賃手数料	○	
土地改良費	○	
雑費	△	原則、認定しません。ただし、その内容を申告〔裏づけする書類（※）を添付の上〕いただいた場合に限り、個別に判断させていただきます。その場合は「直接的必要経費申告書」にて自己申告ください。※領収書等（注：「支払日」、「支払者」、「支払先」、「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。）
農産物以外の棚卸高	×	
経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用	×	
⑩（所得金額）のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額	×	

（不動産所得用）

科目	認定可否	備考
給料賃金	○	
減価償却費	△	原則、認定しません。ただし、同年中に購入したものについては、その内容を申告〔裏づけする書類（※）を添付の上〕いただいた場合に限り、個別に判断させていただきます。その場合は「直接的必要経費申告書」にて自己申告ください。※領収書等（注：「支払日」、「支払者」、「支払先」、「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。）
貸倒金	×	
地代家賃	△	「住居用」と「事業用」が混在している場合は50%（小数点以下切捨て）のみ直接的必要経費として認めます。混在している場合は、「直接的必要経費申告書」にて、自己申告ください。
借入金利子	×	
租税公課	×	
損害保険料	×	
修繕費	○	
雑費	△	原則、認定しません。ただし、その内容を申告〔裏づけする書類（※）を添付の上〕いただいた場合に限り、個別に判断させていただきます。その場合は「直接的必要経費申告書」にて自己申告ください。※領収書等（注：「支払日」、「支払者」、「支払先」、「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。）